

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

これから国民年金（老齢基礎年金）を受給する人（60～65歳）へ

ここでは、60歳以上で老齢基礎年金の受給開始年齢に到達していない人へお知らせします。

■支給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上である場合、65歳になったときに支給されます。

なお、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年に満たない場合でも、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が10年以上である場合には、老齢基礎年金が支給されます。

■支給開始年齢

原則として65歳です。

ただし、60歳から減額された年金の繰上げ支給や、66歳から70歳までの希望する年齢から増額された年金の繰下げ支給を請求できます。

■請求書の送付について

65歳から老齢基礎年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する人に、65歳になる3か月前に、年金を受け取るために必要な「年金請求書」が送付されますので、ご記入いただき下記提出先まで提出下さい。他にも必要書類として、戸籍謄本等がございますので、請求書の内容をご確認いただき、詳細につきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

■任意加入について

60歳前の加入すべき期間に保険料の免除や未納がある場合、満額の老齢

基礎年金が受け取れません。年金額を満額に近づけたい人は、60歳から65歳までの間、任意加入することができます。

■繰上げ受給を希望される場合について

原則として65歳から受け取れますが、60歳から64歳までの間でも請求を行えば繰上げて年金を受け取れます。なお、老齢基礎年金を繰上げて受け取る場合は、次の点にご留意ください。

- ①老齢基礎年金の額は、生涯にわたって減額されます。
- ②繰上げ受給の手続きをした後は、障害基礎年金や寡婦年金を受け取ることはできません。
- ③国民年金の任意加入者であるときは、繰上げ受給はできません。

■申請書の提出先

申請書の提出先は、住所地の市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎ 0166-27-1611

年金相談の予約など

☎ 0166-72-5004

税務住民課年金担当

☎ 4-2511

内線 116-117

☆ 4-251103

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。（敬称略）
7月16日～8月15日受領分

・下川町に

社会福祉事業として
松井 進（神奈川県）

青少年健全育成事業として
渡邊 貢一（札幌市）

・あけぼの園に

佐藤 正一（緑町）
北海道LPガス協会上川支部名寄分会、
名寄プロパンガス協会（名寄市）
内田タマ子（上名寄）
田中 勝義（上名寄）

